

公 告

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和6年3月8日から同年7月8日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年3月8日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ小郡店

所在地 山口市小郡花園町7の14

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田 卓巳

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
2,754㎡	3,514㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	131台	90台
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
駐輪場の収容台数	0台	10台
荷さばき施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
荷さばき施設の面積	60㎡	90㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運用方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ナフコ 午前 8 時	株式会社ナフコ 午前 7 時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社ナフコ 午後 8 時	株式会社ナフコ 午後 8 時30分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 7 時30分から 午後 8 時30分まで	午前 6 時30分から 午後 9 時まで

4 届出年月日
令和 6 年 2 月 27 日

5 変更年月日
令和 6 年 10 月 23 日